

理事長特別補佐の委嘱について（報告）

理事長特別補佐の委嘱に関して、理事長特別補佐の委嘱に関する達（平成23年達第5号）第3条に基づき、次のとおり報告する。

1. 理事長特別補佐について

- ・ PMDAの特定の分野の業務に係る方針について理事長への助言を求めるため、学識経験を有する者のうちから若干名を委嘱することができる（任期1年・再任可）。
- ・ 製薬企業や医療機器メーカーなどの役職員等に就いている者には委嘱しない。

2. 理事長特別補佐の委嘱者について

開発動向等を踏まえた先進的医薬品、医療機器、再生医療等製品の分野に関する助言を求めるため、次の者を理事長特別補佐として委嘱した。

（再任 R7.4.1 付） 山本 晴子 氏 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 理事

3. 寄附金・契約金等の受取状況について

委嘱した者から、過去3か年度について、年間500万円を超える寄付金等を受け取っている製薬企業・医療機器メーカー等はないとの回答を得ている。